

## 船舶事故調査報告書

令和5年7月11日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月24日 05時15分ごろ
発生場所	北海道 <sup>はまどんべつ</sup> 浜頓別町頓別漁港北北東方沖 頓別港東防波堤灯台から真方位023°4.4海里（M）付近 （概位 北緯45°12.2′ 東経142°26.1′）
事故の概要	漁船第五十八さち丸は、ほたて桁引漁の操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八さち丸、14トン HK2-22488（漁船登録番号）、個人所有 17.64m（Lr）×4.07m×1.48m、FRP ディーゼル機関、670.05kW、平成12年2月 第232-33023号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年2月13日 免許証交付日 平成30年1月29日 （令和5年2月12日まで有効） 甲板員A 67歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員3人が乗り組み、ほたて <sup>けた</sup> 桁引漁（海底のほたて貝を桁網で搔き出して採取する漁法）の目的で、令和4年6月24日04時30分ごろ、頓別漁港を出港した。 本船の使用する桁網は、鋼製の桁と、重しになる鋼製のチェーン及び化学繊維製の漁網から構成され、貝を搔き出す仕組みとして、桁の海底と接する部分は、‘根元がコイルバネで可動するL字型の鉄製爪’（以下「バネ爪」という。）と、‘可動しない鉄製爪’（以下「親

爪」という。) かなり、親爪の先端には、網から延びるチェーンが取り付けられている。

本船は、04時57分ごろ漁場に到着し、両舷に設置された桁網を海中に投入して引いた後、船長が船首楼甲板に設置されたデリックを操作して右舷側の桁網から船内への引き上げを開始したところ、桁の爪数本に網から延びるチェーンが絡んでいることに気付いた。

本船は、デリックにより、バネ爪及び親爪が船内方向を向き、バネ爪のバネのテンションが船内方向にかかり、桁の下端が右舷ブルワーク上約20cmの高さになるように桁網が吊り上げられた後、船長が桁の爪からチェーンを外すよう各甲板員に指示した。

甲板員4人は、いずれも前部甲板右舷側に舷外を向いて横一列に立ち、甲板員Aは船尾側から2番目の位置で、桁の爪からチェーンを外す作業を開始した。(図1参照)

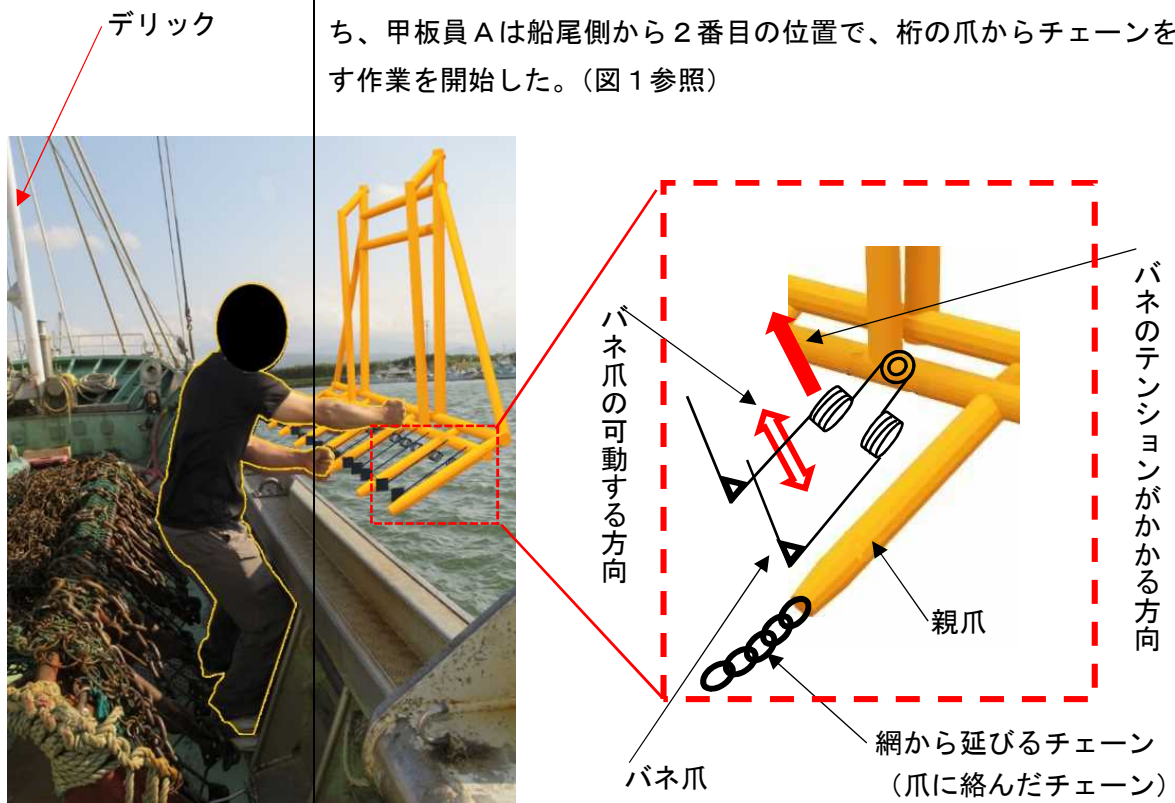
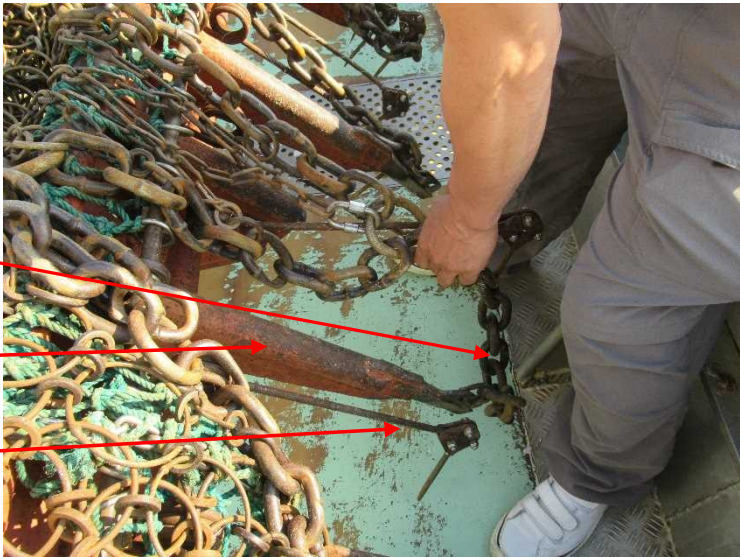


図1 甲板員Aの作業姿勢及び桁の位置 (イメージ)

甲板員Aは、当初、バネ爪が自身の方に振れないよう、片手でバネ爪を押さえながら作業を行っていたものの、バネ爪及び親爪にチェーンが絡んでおり、片手で外すことが難しかったので、両手でチェーンをつかんで自身の方向に強く引いたところ、チェーンが外れた反動で自身の方向にバネ爪が大きく振れ、その先端が左眼窩に刺さり、叫び声を上げた。(写真1参照)

<p>網から延びるチェーン (爪に絡んだチェーン)</p> <p>親爪</p> <p>バネ爪</p>	 <p>写真1 バネ爪及び親爪にチェーンが絡んだ状況 (イメージ)</p> <p>船長は、各甲板員がチェーンを外す作業を見守っていたところ、甲板員Aの叫び声で異常に気付いて駆け寄り、漁業無線で所属漁業協同組合に救急車の手配を依頼して、急ぎ頓別漁港に帰港した。</p> <p>甲板員Aは、頓別漁港に帰港後、救急車で病院に搬送され、<sup>とうがいてい</sup>頭蓋底骨折、<sup>かがけんれつそう</sup>左前頭葉脳挫傷、下眼瞼裂創等と診断され、約2か月間の入院加療が施された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、本事故時の体調が良好であり、カップの上下、救命胴衣及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履き、つば付きの帽子を被っていた。</p> <p>甲板員Aは、約10年のほたて桁引き漁の経験を有していた。</p> <p>バネ爪は、根元がコイルバネで、直径約1.5cm、長さ約60cmの鉄棒の先端に、同棒とほぼ直角方向に直径約1.5cm、長さ約20cmの先が尖った鉄製の爪が取り付けられたもので、海底の硬い岩などに当たった際にバネで可動し、バネ爪が折れることを防ぐ仕組みとなっている。</p> <p>船長は、各甲板員に対し、バネ爪からチェーンを外す際は、バネ爪を片手で押さえてチェーンが外れたときの反動に備え、もう一方の手でチェーンを引っ張るようにふだんから指導していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、頓別漁港北北東方沖において、ほたて桁引き漁の操作中、甲板員Aが、桁のバネ爪及び親爪からチェーンを外す作業を行う際、両</p>

	<p>手でチェーンを掴んで自身の方向に強く引いたことから、チェーンが外れた反動で可動式のバネ爪が甲板員Aの方向に大きく振れ、その先端が左眼窩に刺さって負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、当初、船長の指示どおり片手でバネ爪を押さえて作業を行っていたものの、バネ爪及び親爪にチェーンが絡んでおり、片手で外すことが難しかったことから、両手でチェーンを掴んで自身の方向に引いたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、頓別漁港北北東方沖において、ほたて桁引漁の操業中、甲板員Aが、桁のバネ爪及び親爪からチェーンを外す作業を行う際、両手でチェーンを掴んで自身の方向に強く引いたため、チェーンが外れた反動で可動式のバネ爪が甲板員Aの方向に大きく振れ、その先端が左眼窩に刺さったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲板員は、漁労作業を行うに当たり、作業指揮者より指示を受けた事項を遵守し、作業に異常が生じた際は作業指揮者の指示を仰ぐこと。</li> <li>・漁労作業を指揮する者は、甲板員等の作業状況を常に監視し、危険な作業をしているときは、直ちに注意してやめさせること。</li> <li>・可動するバネ爪に絡んだチェーンを外す等の身体に危険が及ぶおそれがある作業を行う者は、ヘルメット及びゴーグル等を着用し、身体を保護することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

